



Q 平和安全法制案と 憲法尊重擁護義務

太田 忠芳 議員



A 日本国憲法を尊重し、 守ることは当然である

質問一 「鶴ヶ島市平和都市宣言」を掲げた市長として、平和安全法制案に賛成か、反対か。

せる平和な社会の実現を目指す平和都市であることを24年3月30日に宣言した。

答弁一（市長） 市制施行20周年に当たる平成23年に、鶴ヶ島市の未来を担う児童代表の参加による鶴ヶ島市子ども議会が開催された。「わたしたちの平和宣言」を契機として、鶴ヶ島市が安心して暮ら

世界の恒久平和の実現は、人類共通の願いであり、また、世界の恒久平和の実現に向けてあらゆる努力をしていくことは、私たちに課せられた責務である。公務員として日本国憲法を尊重し、守ることは当然である。いわ

ゆる平和安全法制整備法及び国際平和支援法については、現在国会で審議中であり、本議場は地方自治体の実務について論じる場であることから、平和安全法制法案についての意見を述べることは控えてさせていただきます。

◎その他の質問

一 地方自治法における議会と首長の役割について

二 「住民の福祉の増進」はどのように図られるのか

Q 中学校教科書の採択 について

杉田 恭之 議員



A 採択協議会の結果を受け、教育 委員会の責任で進めていく

質問一 中学校教科書の8月末の採択に向けたスケジュールは。

二 総合教育会議の開催について。

三 教科書採択における市長の意向について。

答弁一（教育委員長） 富士見市、坂戸市などの市町と構成する「第10採択地区教科用図書採択協議会」が4月から7月にかけて開催される。その間に教科用図書展示会があり、保護者や地域の方など広く一般の方々も閲覧し、意見を提出することができる。市では、同協議会の選定結果を受けて教育委員会議を開催し、種目ごと一種の教科用図書を採択する。

二 5月12日に第1回総合教育会議を開催し、鶴ヶ島市総合教育会議設置規程を取り決めた。また、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について協議し、新たに策定する次期教育振興基本計画を大綱として定めていくこととした。

三 教科書採択は、法律で教育委員会の職務権限とされている。総合教育会議でも教科書採択は協議事項ではないが、採択の方針を協議することは考えられるとされている。市長から採択に関する意見が出された場合は、教育委員会の権限と責任において対応する。



教科書